

第三十一回国会 文教委員會議錄 第九号

昭和三十四年二月二十七日(金曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 臼井 莊一君

理事 加藤 精三君 理事 木村 武雄君

理事 永山 忠則君 理事 原田 憲君

理事 小牧 次生君 理事 櫻井 奎大君

木村 守江君 鈴木 正吾君

竹下 登君 中村 寅太君

八木 徹雄君 山本 勝市君

西村 力弥君 長谷川 保君

出席國務大臣

文部 大臣 橋本 龍伍君

出席政府委員

文部事務官 齋藤 正君

参事官 齋藤 正君

文部事務官 天城 勳君

参事官 天城 勳君

文部事務官 内藤 三郎君

参事官 内藤 三郎君

文部事務官 小林 行雄君

参事官 小林 行雄君

文部事務官 小牧 次生君

参事官 小牧 次生君

文部事務官 安嶋 弥君

参事官 安嶋 弥君

文部事務官 今村 武俊君

参事官 今村 武俊君

文部事務官 石井 勲君

参事官 石井 勲君

文部事務官 石井 勲君

参事官 石井 勲君

文部事務官 石井 勲君

参事官 石井 勲君

文部事務官 石井 勲君

参事官 石井 勲君

欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村榮一君辞任につき、その補欠として長谷川保君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

学校教育法の一部を改正する法律案(小牧次生君外二名提出、衆法第三一号)

文教の基本施策に關する件

○臼井委員長 これより会議を開きます。まず学校教育法の一部を改正する法律案を議題とし、提案者より趣旨弁明を聴取いたします。小牧次生君。

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項ただし書を削る。

第五十条第一項中「教諭」の下に「養護教諭」を加え、同条第二項中「養護教諭」を削る。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 小学校、中学校及び高等学校には、特別の事情のあるときは、第二十八条第一項(第四十条)において準用する場合を含む。又は第五十条第一項の規定にかかわらず、昭和三十七年三月三十一日までは、養護教諭は、これを置かないことができる。

第三十三条の二 小学校及び中学校には、特別の事情のあるときは、第二十八条第一項(第四十条)において準用する場合を含む。の規定にかかわらず、昭和三十七年三月三十一日までは、事務職員は、これを置かないことができる。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 小学校、中学校及び高等学校の教育目的を充分に達成するため、昭和三十一年四月一日以後はこれらの学校に養護教諭を、小学校及び中学校に事務職員を必ず置くこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、

平年度約十億二千万円の見込である。

○小牧次生君 ただいま議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

御承知の通り、昭和三十三年四月学校保健法が制定され、保健管理について規定ができ、全国水準を維持し、向上して児童、生徒、学生、幼児及び職員に健康に対する基礎的意識を、健康増進をはかるため、これらの実際の遂行に当り、学校の中に、養護教諭を置くことはきわめて重要であり、その必要性は疑いをいれないところであり、このことは、法律的にも明らかなのであります。教育基本法の第一条に、「教育は心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とあり、なお、学校保健法制定により改正された学校教育法第十二条に「学校においては、別に法律で定めるところにより、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない」と規定されています。

そして、同法第二十八条におきましても、小学校には養護教諭を置かなければならないとされており、この規定は第四十条におきまして、中学校に準用されております。ところが、附則第三十三条では養護教諭は当分のうちこれを置かないことができるとなっており、

せっかく本則で必置のものとされているにもかかわらず、この附則によって、置いても置かなくともよいということになっております。

そのため、全国の学校数の中、小学校三〇・七％、中学校一三・〇％、盲学校ろう学校合せて九三・二％、高等学校五八・八％、平均二七・二％に養護教諭が置かれているにすぎない現状であります。これを詳しく申し上げますと、養護教諭が最も多く配置されている県は、小学校では佐賀の八六％、東京の八三％、中学校では福岡の四五・一％、高等学校では大阪の一〇〇％でございますが、最も少ない県では、小学校で栃木の六・八％、鳥根の三・七％、中学校で養護教諭が一人も配置されていない県が、山梨、島根、岡山三県で、高等学校でも福島、岐阜、滋賀、山口と四県あります。

このような実態は、地方公共団体の財政的貧困というところもありますが、その主たる原因は義務設置になっていない点にあると思ひます。従って学校教育法の原則にうたわれておりますように、義務教育の立場からも、養護教諭をぜひ置かなければならないのであります。

以上申し上げましたように当分の間、置かなくともよいとする附則はこれを削除し、もって、学校保健制度の確立をはからなければならぬと考えるのであります。なお、国及び地方公共団体の財政事情及びこれに伴い必要とされる養護教諭の養成に多少の時日

を必要とする点等を考えあわせま  
と、一挙に整備することは、事実上不  
可能であろうかと存じますので、本  
案におきましては、昭和三十四年度か  
ら、三十九年度を定め、これによつて  
年々財政措置、その他の必要な措置を  
とり、順次、整備を行なつていかなけ  
ればならないこととした次第であ  
ります。

次に高等学校の養護教諭に関してで  
ありますが、現在高等学校におきまし  
ては、養護教諭は必置とされてはおり  
ません。しかし、生徒の養護に当る教  
諭の必要性は小、中学校と何ら異なら  
ず、現に高等学校の方が養護教諭を置  
いてある学校の割合が高いといこと  
も、その現われであるといことがで  
きるものであります。そこで本案におき  
ましては、第五十条の規定を改正し、  
高等学校につきましても養護教諭を必  
ず置かなければならないものとしたし  
ました。しかし、この場合におきまし  
ても、先程申し上げましたような事情  
により、直ちにその完全な実施を求め  
ることは、問題があるかと存じます  
ので、小、中学校の場合と同じように  
昭和三十七年度から完全な実施を求め  
ることとしたし、年々整備をはかるこ  
ととした次第であります。

次に、事務職員に關し、御説明申し  
上げます。  
御承知の通り戦後わが国の教育制度  
は根本的に改善され、ようやくにして  
その基盤が整いつつあります。以前は  
それほど問題にされなかった学校事務  
も今日では教育の機能を十分に發揮せ  
しめる背後の推進力として不可欠の要  
素となつて参りました。しかしながら  
学校事務を担当する職員の置かれてい

ない学校では教師は複雑多岐かつ膨大  
な学校事務を、児童、生徒の指導とい  
う重責を果しつつ、分担処理しなけれ  
ばならない状況であり、義務制諸学校  
の教職員の過重負担は他の社会人の想  
像に余るものがあります。

専門的な事務陣容を持つ高等学校以  
上の学校に比べて、小学校、中学校  
は、県教育庁、県出張所、地方教育事  
務所、地方教育委員会、市町村役場の  
管理を受けるために事務量は決して少  
くないのであります。事務を処理する  
(専門的機関がなく)専門的な事務職  
員が配置されていないので学校の教師  
が学校事務まで分担処理することは不  
可能であります。

現在の義務制諸学校の事務職員の配  
置の状況は全国の学校三万四千三百八  
十五校に対し、八千八百三十五名にす  
ぎません。このことは地方公共団体の  
財政的貧困ということもありますが、  
主たる原因は義務設置になつていない  
点にあります。かくのごとき状態で  
は、教師の保健、児童教育の建前から  
も、正常な学校運営は不可能でありま  
す。従つて、学校教育法の根本精神か  
らも学校の正常な運営を行う上からも  
全国の小学校、中学校には事務職員を  
ぜひ置かなければならないと思うので  
あります。

学校教育法第二十八条に「小学校に  
は、校長、教諭、養護教諭及び事務職  
員を置かなければならない。但し、特  
別の事情のあるときは、事務職員を置  
かないことができる。」となつておりま  
すが、以上申し上げました理由により  
同法第二十八条のただし書きを削除し  
て事務職員を義務設置し、学校運営の

万全を期したいと考えるのでありま  
す。

なお、国及び地方公共団体の財政事  
情を考えまして、一挙に配置すること  
は事実上不可能であろうかと存じます  
ので、本案におきましては、国及び地方  
公共団体はその実施のため昭和三十四  
年度から三十九年度を定め、これによつ  
て年々財政措置その他の必要な措置をと  
り順次配置を行なつていかなければな  
らないこととした次第であります。

以上が、この法律案の提案理由及び  
内容の概要であります。何とぞ十分御  
審議の上、御賛成下さるようお願い申  
し上げます。(拍手)

○日井委員長 本案に対する質疑は  
追つて行うことといたします。

○日井委員長 次に、就学困難な児童  
及び生徒のための教科用図書及び給与  
に対する国の補助に關する法律の一部を  
改正する法律案を議題とし、審査を進  
めます。

質疑を許します。櫻井奎夫君。

○櫻井委員 ただいま議題となつてお  
ります就学困難な児童及び生徒のため  
の教科用図書の給与に対する国の補助  
に關する法律の一部を改正する法律  
案、この内容について私は二、三、質  
問したいと思うのでございます。

このたび政府が、就学困難な児童、  
生徒の教科用図書だけでなく、さらに  
範囲を広げまして、こういう貧困児童  
の修学旅行費用の補助をなさるといふ  
ことは、一歩前進した措置でございま  
して、そのような措置に対しては私ど  
もは決して反対をいたすものではない  
のであります。そこでこの法案の通過

に當りまして、私は二、三、確かめて  
おきたい点がございしますので、御質問  
申し上げる次第でございします。

今次の改正案の第一条、この法律は、  
経済的理由によつて就学困難な児童及  
び生徒のため教科用図書及び修学旅行  
費の給与を行う地方公共団体に對し、  
国が必要な援助を与えることとし、  
もつて小学校及び中学校における義務  
教育の円滑な実施に資することを目的  
とする。」この第一条の中の、「教科用  
図書及び修学旅行費の給与を行う地方  
公共団体に対し」ということは、地方団体  
が給与をやつていないところについて  
は補助をしない、こういう意味です  
か。その点を確かめておきたいと思ひ  
ます。

○内藤政府委員 さようでございま  
す。

○櫻井委員 そうすると、たとえば市  
町村が修学旅行の費用を出さない、こ  
れはほとんど今出していないと思ひ  
ます。そういう市町村の小、中学校に  
對しては補助はしないんだ、こういう  
ことになりませんか。

○内藤政府委員 御説の通りでござい  
ますが、学校教育法第二十五条に「經  
済的理由によつて、就学困難と認めら  
れる学齡児童の保護者に対しては、市  
町村は、必要な援助を与えなければな  
らない。」という義務が課せられており  
ますので、この学校教育法第二十五条を  
受けまして、国は市町村が出した場合  
に二分の一の補助を出す、こういう意  
味でございします。

○櫻井委員 法の体系はそういうふう  
に流れてきておると思いますが、現実  
の問題としては修学旅行の旅費を補助  
しておる市町村はきわめて少ないと思ひ

ます。これは、やつておる市町村等に  
ついて御調査になつておりますか。調  
査があつたら概数だけでも御報告を願  
ひたい。

○内藤政府委員 中学校においては実  
施校の約一八％が市町村の援助を受け  
ております。小学校につきましては非  
常に金額が少いもので、私どもの調査  
でもまだ明確になつておりません。

○櫻井委員 そういたしますと、今回  
のこの修学旅行補助費の小学校六年が  
四百四十円、中学校三年が千六百二十  
円ですね。これの半額を補助するとい  
うことになるわけでございしますが、そ  
の要保護児童数及び要保護児童及び  
生徒数ですね。これの算定はどういう  
ふうな数ではじかれたものでか。

○内藤政府委員 小学校の場合は最終  
学年である六年、中学校は同様に三年  
をとりまして、生活保護法の適用を受  
けております保護児童が二・五％、さ  
らに準保護児童二・五％、合せて四・五  
％を見込みまして、小、中合せて約十九  
万でございします。

○櫻井委員 今の点もう一度お聞かせ  
願ひたいのですが、要保護児童は小学  
校の全生徒数、児童数の二・五％を要  
保護児童と見られたわけですか。

○内藤政府委員 さようでございま  
す。

○櫻井委員 同じく準保護児童、これ  
も小学校、中学校の全児童数の二％を  
準保護児童及び生徒数、こういうふう  
に算定されたわけですね。

○内藤政府委員 さようでございま  
す。

○櫻井委員 そういたしますと、これ  
はこの前堀委員から詳細な数字をあげ  
て質問があつたわけでありまして、一

体どこに準保護世帯と申しますか、この基準を置くか、こういう問題が出てくるわけでありますが、一体文部省としては準保護世帯の生計費、こういうものはどういふところに線を引いておられるのですか。

○内閣府委員 準保護世帯をどの程度に引くかというところは困難な問題でございます。別に法律的な規制もございません。ですから保護児童数に對しましてどの程度の割合が妥当かという点については、私ども実態調査をいたしましていろいろ検討しておりますが、先般申し上げましたように、大體生活保護の収入面で五割程度を見ますならば、この層が大体四割くらいに當っておるように思われますが、これは厳密な意味の調査でございませぬ、非常にラフなものでございませぬ。そこで私どもはとりあえずその半分である二割分に対して準保護児童の予算上のワタとせめたわけでございませぬ。この二割が妥当かどうかについては非常に御議論があらうかと思ひます。實際二割支給しましてなお非常に困る者が出てきますれば、さらにこれは改善いたしたいと考えておるのでございませぬ。

○櫻井委員 これはことし初めての實施でございませぬので、いろいろ基礎調査等についてもまだ局長のおっしゃるやうに十分な調査がないということもあるかと思ひます。しかしさういふことはなお今後の研究に待たなければなりませんし、また私どももこの範圍をもつと拡大するということを強く要望をいたしておきます。

次に大體先ほど述べられた数字によつて算定された金額を補助をなさ

る、そういう場合半分はやはり市町村の負担になるわけでございませぬが、その場合に市町村の方には地方財政計画の中にそれが組み込まれておるかどうかが、これが組み込まれていなければ文部省が幾ら二分の一の補助金を計上いたしましても、實際には生徒の手に渡らない、こういうことになりませぬので、地方財政の計画にこの二分の一が組み込まれておるかどうかが、その点をお尋ねいたします。

○内閣府委員 この点につきましてはずでに地方財政計画に織り込んでございませぬ。

○櫻井委員 もう一点。そうするとこれは交付金でいくものと思ひますが、地方交付税の税法の改正が近く行われるというところでございませぬが、この場合この修学旅行費の二分の一というものが単位費用として算定されておるかどうかが、この点も一つお聞かせ願ひたい。

○内閣府委員 もちろんこれも単位費用の中に算定されております。

○櫻井委員 次に小学校六年生が四百四十円、それから中学校三年が千六百二十円、これは平均ですか、それともたとえば鹿兒島県の生徒児童が修学旅行で東京方面に出てくる、こういうときと、東京近郊の子供が東京及び鎌倉方面に行く、こういう場合、實際旅費の額というものは相当異なつてくると思ひうわけでありませぬが、これは一律に四百四十円で算定されるのか、さういふ幅を、各県あるいはその修学旅行費の額に應じた伸縮性のあるものであるのかどうか、さういふふうな距離とか費用の著しい差異に對してどのような考え方を持っておるか。

○内閣府委員 從來の実績を見て参りますと、九州の場合には大體九州一円が主でございまして、私どもは修学旅行の適正な運営をいたしまして、小、中学校において一回宿泊旅行するやうに、小学校は日帰り、中学校は大體二泊三日程度を基準としておりますので、さういふ点から申しますと、大體九州の場合には九州一円、それから関西地区は京都中心、それから東京地区は東京中心、北海道は大體道内が中心のやうでございませぬ。そこで、私どもの算定いたしました資料の基礎になるものは、これは實態調査に基づきましてその全國平均をとりましたので、今回これを配分するに當りましては各県の実情をそれぞれ考慮するのは非常にむづかしいかと思ひますので、やはり全國平均で一応の補助を出しまして、それより上回る分は市町村で見たいだけだと思つておるのでございませぬ。

○櫻井委員 僻地の複式學級の場合、これは實際においては五年生、六年生が出るやうであります。そうすると五年生は二回行く、六年生になつてもまた行く。これは特殊の事情であります。が、複式學級の僻地の人数の少い特殊性としてさういふことが實際においてあるわけですか。さういふ場合はやはり五年生といふものも対象になさるのかどううか。たとえばこれは非常に数が少いわけですが、五十人くらいで五、六年が旅行に出る。さういふ場合その五十人のうちの六年の二十五人だけにやうて、五年には何も補助しない、さういふことになりませぬか。それとも出るのが五年生でもこれは出す、さういふことになりませぬか。これは實際問題として出てくる問題でありますから、お考えを承つておきたい。

○内閣府委員 おっしゃるやうに僻地におきまして、団体割引の關係から二年に一べんくらいやつておるやうです。ですから毎年じゃなくて二、三を一べん出す、ことは休んでさうに二、三、さういふのが通例のやうでございませぬ。そこでこの場合に法律の上では最高学年になつておりますから、最高学年が補助を受けるのは當然でございませぬ。さうでなく二年の生徒の補助を受ける点はどうかというお尋ねだと思ひますが、この点につきましてはできるだけ御期待に沿うやうに今検討いたしております。法律の面だけでなくて予算補助として出し得るやうに目下検討いたしております。

○櫻井委員 二年に一度といふやうな話でございませぬが、實際はさうではないのです。やはり修学旅行といふのは学校の子供たちにとつても年中行事でありまして、ことしはやつて来年はやらなないといふことは實際はない、毎年出でる、さういふ場合に法の狭い解釈の上に立つてせつかく出る生徒を小学校の場合には六年生だけ、中学の場合は三年だけ、さういふ區別をなされないで、もう少し大きな幅をもつて、これは数はあまりないと思ひうのです、複式學級としては。しかし實際問題としてさういふことが起り得るのでありますから、今の局長さんの御答弁のやうに五年生あるいは二年生を削除するといふことなく、さういふ者にもやはりこの修学旅行といふものの教育上の立場から補助をつけていくといふやうな処置を私どもは望みます。

それと、今日修学旅行といふものはもちろん単に物見遊山のものではないし、学校教育の一部であつて、特に生活指導の面において私は重要な意義のある教育活動だと思ひます。さういふ意味から見まして、さらにこの制度を拡充されて将来はやはり全校の修学旅行といふものに対して貧困な子供たちに補助を与える、さういふやうに、距離の遠いところに出るのは最高学年でございませぬが、中学の一、二年にしてもやはり修学旅行はやつておる、小学校の五年あたりにしても、近距離ではあつても修学旅行をやつておる、そのつどやはり問題になつてくるのは就學困難な貧困世帯の子供の問題が大きく出てくるわけでありませぬから、さういふ見地に立つて将来せつかくこまで踏み切られたのでありますから、範圍を拡大されて、この子供たちの教育活動、さういふものに支障のないやうな措置をとられることが私は大切なことであらうと思ひますが、この点について文部大臣の御所見を承つておきたいのであります。

○橋本國務大臣 現在のところでは修学旅行自体を最高学年を目標にしてこれにせひやうに指導いたしておるわけでありませぬ。この修学旅行と申しますと相当經費もかかりますし、あるいはまたいろいろな危険も伴ひますし、またそれだけ効果を上げるためには平素相當の程度に知識もなければいかぬと思ひますので、ただいま指導いたしております最高学年だけに修学旅行をやるといふこと、旅行の機会は一般的に広くするといふことはさういふものではありますから、修学旅行といふものをもう少し広げるかどうか、これは御趣旨も体しまして、必ずしも經費だけ

の問題ではないと思います。教育をよくするということの意味において、御趣旨を体して検討してみたいと思います。

○白井委員長 加藤精三君。

○加藤(精)委員 大体櫻井委員からの質問で尽きたようでございますので、私からは遠慮しようと思つたのでございますが、私の考えは、小学校と中学校というものは、昔の教育制度のような複線型でなしに単線型で、すべての小学校卒業生が中学校に行くということになりますと、修学旅行に行つて、楽しむという方は別ですけれども、非常のためにという面からいいますれば、そうした社会現象にぶつかつて、そして教育的な有意義なものを修得し、体験していくという意味からいえば、小学校より中学校の方が効果が大きくはないか。それで中学校に行つて固めてやる方が、同じ経費を使うならば有効じゃないかと思う。そこでまあ地理とか歴史とか、そういうものにもいろいろ関係するわけでございますが、教科課程と修学旅行を実施する年次との関係について、教育的に教育のうにか、教育学的にどうか、御研究になったものがございましたら教えていただきたい。それから小学校の最終学年と中学校の最終学年を対象として一応きめたことについては、どういう根拠があったのか承りたい。

それから第二には、修学旅行というのは生徒のために先生のためにも、よく活用できるし、悪くも活用できると思う。かつてどこかの都市の駅の売店で、集団的に生徒がどろぼうして問題になったことがございます。また先生たちも、修学旅行の際に生徒をほったらかして、旅館が先生だけを優

遇し、特別のこちそうや接待を受けて、どうもあまりよろしくないような状態を私も見たこともありまして、そういうことが問題になったこともございます。われわれの修学旅行に行つた当時のことを回想いたしますと、現在の修学旅行は綿密な事前教育をいたしまして、事後にそれをつくり方によって発表するとか、反省会をやるとか、そういうふうないろいろなことも行われていてございまして、非常に昔と違つてきたとは思つておりますが、なおこういう国家的に修学旅行制度を取り上げて、教育に役立たせようという御意図でございしますならば、それ自身非常に明るいことでございまして、それををもっと有意義ならしめるため、文部省ないし文部省の周囲にあるような団体が、どういふふうなそれを指導していらっしゃるか、そういう状況を承りたいのでございます。

○内藤政府委員 修学旅行の教育的意義のお話が出ましたが、私ももととして学校で学んだ成果というものを、直接目で見、耳で聞いてこれを確かめていくことは、どれだけ教育効果の向上に役立つかわからないと思つてます。昔から百聞は一見にしかずと申しますが、こういう点を考慮して、できるだけ学校の学習効果をさらに高めるといふ意味から、修学旅行の意義を強調して、小、中学校で宿泊を要するような、そういう高い意味の修学旅行は大体一回、こういう原則をきめております。そのうち小学校では宿泊旅行はしない、中学校の最終の段階において宿泊旅行をするという建前をとっているわけでございます。

そこで今お尋ねのございましたように、事前に各学校は十分周到な教育計画を立てていく。この場合に子供たちが積極的に関与したしまして、修学旅行の事前計画をする。まず事前計画がしっかりできておることが大事だと思つてます。それから、やはり平素の教育訓練の成果というものが、旅に出るとおのずから現われがちでございまして、いろいろな不祥事件が起きておりますが、これは平素の教育訓練がゆるんでおるかと思つてございまして、こういう点には特に注意をいたしております。できるだけ子供たちに、せっかく教育効果を高める機会でございますので、旅行する場合にも、できるだけ教育的にしたいというので、先般来移動教室の計画が進められております。これは学生だけの特別列車でございまして、東京から大阪へ、大阪から東京へ、こういうコースでございまして、これは相当大規模に特別列車が出るわけでございます。この場合は学校の教室の延長のようなものでございまして、旅行中子供たちにいかなる思いをさせないし、また非常に快い旅をさせていきた中、中で十分教育ができるように、こういう一応の試みが行われておるのであります。これによりまして輸送人員といふものは、相当大規模なものでございまして、毎日大体一千人くらいが東京に来、東京から大阪に行くという計画になっております。

専門の宿泊施設を使いまして、できるだけ教育的環境のもとにおいて宿泊を行なつていきたいというようなことで、最近ぼつぼつと修学旅行の環境をよくするといふ意味の宿泊施設が生まれて参りましたことは、大へんけっこうなことだと思つております。

○加藤(精)委員 ただいまのお答えの中で、小学校の六年とそれから中学校の三年というものに補助の対象をきめた、その教育学的根拠というのか、その点は視学官か何かがお答えになることも申しませんけれども、もしある程度わかりましたら……

○内藤政府委員 小学校の六年は、これは一応小学校の課程を終えますので、いわば締めくくりでございまして、同様に中学校は義務教育の最終段階でございまして、義務教育を完成するという意味で締めくくりに段階でございまして、こういう意味で、やはり小学校の六年と中学校の三年というのは、各学校のそれぞれの締めくくりをするという意味におきまして、小学校、中学校において学んだ地理とか、歴史とか、文化とか、その他もろもろの事柄につきまして、子供たちがさらに最終的にこれを確認して、そして次の学校に進む、こういう意味で教育的にも非常に意義がある、かように考へて最終学年を選んだわけでございます。

○加藤(精)委員 どうも私はよくわからないのですが、小学校教育といふものについてピリオドを打つて、そこで義務教育を修了して、そこでピリオドを打つて一まとめにするということですが、小学校を卒業した者は逃げも隠れもしないのですから、修学旅行とし

ての学習効果をつけるのには、より体も丈夫になり、知能も熟してからの、中学段階でやつてもいいのではないのか、むしろ中学の二年や三年で修学旅行を毎年続けてやつた方が、効果が上るのではないかとはいふような気がするのです。私は前から考へておるのですが、そんなら前回は小学校教育といふものと中学校教育といふものを同質のものと思つてゐるか、中学三年は小学九年でもいいのかと言われると、私も疑問があるのです。けれども、いずれも義務教育であつて、そして小学校教育を卒業したものは逃げも隠れもしないでみんな中学校に行くのですから、これは同じように思ふのですが、そこがわからないのでして、何か小学校の五年、六年で初めて地理を教えるとか、歴史を教えるとか、そういうことでやられるのか、それとも小学校教育といふものと中学校教育といふものは、片方は完全なる幼児教育で、片方は職業に向けて教育するという低い程度の完成教育の場だといふようなことで、何かそこに質的な差があつて、それで小学校教育として一まとめにする、中学校教育として一まとめにするために、六年と三年に予定した、こういうようなのか。非常な簡単なことですが、それだけ教えていただきたい。

○内藤政府委員 この点は質的な相違でございまして、小学校は御承知の通り学級担任で教えておまして、その中で理科にしても、地理にしても、社会科の中でも地理的なものも歴史的なものもやはり一通りは教えておまして、一応小学校としてのまとまりのある教育をしておるわけですから、そういう意味で、中学校に参りますと、相当教

科別に専門的に入って行くわけでありまして、たとえば社会科をとりまして一年では社会科の地理をやり、二年では歴史をやり、三年では公民をやる、こういうふうな相当内容を掘り下げておきますので、小学校、中学校の九九年といふことは、もちろん十分な連絡はございますけれども、まとまりとして質的な差があるもので、そこで締めくくったわけでございます。

○西村(力)委員 生活保護法の対象が二・五％、準保護が二％という押え方ですが、私たちは普通準保護のボーダー・ライン層を含めた数は全国民中に一千万くらいおる、こういう見方をやっておるわけです。この四・五％という押え方でいきますと、総人口九千万人とする大体四百万程度、こういう工合になっていくわけですが、それでは実態を正確に押えていないではないかと思われぬのです。橋本大臣は厚生大臣であつてその方面の権威でいらっしゃると思いますが、こういう押え方が正当であるかどうか、厚生省当局としても文部省が答弁されるような工合に正確な押え方はなかなか困難だ、むしろその押え方は予算のワケからくる無理な押え方になっておる。こういう工合に私は思ふのです。その予算の押え方からくる無理な押え方の正当づけ、そういうことでなく、純然たる厚生行政をやるといふ場合に、準保護の家庭を含めた層を現在どのくらいに押えなければならぬか。これは大臣としてではなく、行政というものの真の意味をはっきりするためにやる場合には、やはりボーダー・ラインを含めた四百万程度の押え方では実態に合わないではないか。母子家庭だけでも七十万程

度もある。母子家庭全部が保護家庭だといふような工合には参りませうけれども、相当層はそうなんです、それだけでも七十万ある。その平均家族構成を四人とするならば、それだけでも二百八十万ほどあるのです。ですからボーダー・ラインを含めた四百万程度の押え方ではほんとうのそういう厚生行政としての正しいあり方ではない、今やむを得ずそういう段階に踏みとどまっているのだ、やむを得ずそうしているんだ、こういうならわかりませんが、これで正しいんだといふことはいえないのじゃないかと思ふ。大臣の見解を伺ひたい。

○橋本國務大臣 厚生省の方でも昨年保護基準をある程度引き上げました。これも厚生省で思つたほどは上げなかったものでありますが、一般の保護基準を引き上げますと同時に、世帯更生資金としていろいろの貸付金の対象になりますボーダー・ライン層の見方につきましても、それぞれかなりきまか地域によりまた人数により、生活状況によつて考えておるわけでありま

す。今回出しました修学旅行の問題、要保護世帯の問題についても御指摘のございましたように、どうもこのままで非常によく対象をつかんでおるかどうかといふことについては、多少私は心配の点がなきにしもあらずだと率直に思ふのであります。それで二％という数字もきまつた数字として私実は受け取つていないわけでありま

す。ただいまお話ししたようなことを体しまして、今後文部省の考えた対象としても二％でいいの悪いのか、またあるいは文部省で考えた抽象的な対象の範囲でいいのかわかるといふことにつきましてももう少し十分に検討して参りたいと思ひます。今年度の予算はこれで一つ御了承願ひたいと思ひます。

○西村(力)委員 それから補助の金額でございますが、私も私の県のあちこちの中学その他について調べてみましたが、小学校は大体五、六百元程度でござつておるようですが、中学はお米二升持つていって、千七百円ないし二千円かかるのですから、押え方が少し低いと思ふのです。そればかりでなく、修学旅行に出ると、やっぱり服装に相当の金がかかるのです。服装をよくして行きたいといふのは、人間の自然であり、親としてもそうなんです。事実私なんかも、みんな上等の服を着て行くときに、小倉の服を着て、ズボンにひざ当てをつけた修繕した服を着て行った経験がある。そうするとやっぱり一緒に歩くのをきらう。これはまことに困つたことですが、そういう体験を私自身が持つておるのです。それで親たちとしてもどうしてもよくしてやりたいといふので、相当の金がかかるのです。ですからそれまで見ると、もう少し実費の額の算定は引き上げらるべきじゃないかと思ふ。何を基礎にしてこの算定されたかわからぬが、大よその旅行規模からくる積算がこういう工合になるのではないかと

思ふ。その点を考えていかなければならぬのじゃないかと思ふのです。それは希望としてだけ申し上げておきます。そこで、こういう工合にやりまして、対象の範囲をなるべくしぼつて、金額をしぼっていきますと、結局文部

省から見てもらえる範囲以外のものについて、大蔵当局もしくはPTAあるいは学級の共同行動といふことで、そのワケ外にはずれたものに對してはどうしても見ていかなければならぬのではないかと思ふ。そういうことになりま

す。この基本的な考え方がくずうものは学校教育法の二十五条で市町村が見るべきだ。今までは学級の共同行動なんかで友愛、愛情でもって何とか金を生み出して連れていく、これが美談とされておつた。山びこ学校なんかそうですが、同級生がみんな一緒に共同作業をやつて子供たちを連れていく、これはやはり一つの共同行動として大へん美談とされているわけですが、そういうやり方よりも、これは当然のものとして、市町村当局が学習の一環としてみんなが修学旅行ができるようにする、それが正しいのだという考え方に立つておる。美談や何かで物事が全部解決されることは悪いことではなけれども、それよりもやっぱりやるべきところでやるのが当然だといふ考え方がなつておるわけだ。ところがそれであつても全部がそういうふうになれないで、それぞれのワケ外に出で、友情とか愛とかあるいはPTAとかでやらなければならぬとする、とせつかくのあなたの方の今回の施策が効果的にならないんじゃないか。やろうと思つた、ところが当然やるべきところを全部やらぬから、それじゃこうやるんだという工合になつて、むしろそういう点から効果がそがれるんじゃないか。だから一つの方角として、当然やるべきところは全面的にや

るんだという立場で、もう少し検討せらるべきではないかと考えるわけでありま

す。その点はどうかでしょうか。

○橋本國務大臣 この金額につきましては従来実績に従ひまして算定いたしましたもので、特に削つたりふやしたりしたものでないの

でございます。支給の範囲については今お話のありましたように、十分考えていかなければならぬ点があると思ひます。なおこの算定等につきまして政府委員からさらに補足して説明をいたさせます。

○内藤政府委員 今単価の点が問題になつておるようでござい

ますが、これは今日までの実態調査の結果に基づきまして全国平均を基礎にいたしましたので、多少低いようにも見受けられますけれども、そういう趣旨でございまして、これで実施可能な旅行計画を立ててみますと、小学校ではバスによる日帰り旅行で大体四百四十円、中学校の場合は鉄道片道四百キロで七百八十円、宿泊費が二日で七百円、バス及び見学科料四百四十円、これを見込んで千六百二十円という一応の目途は立つておるのでござい

ます。もちろん今後実施いたしましたしなかつこの額の低いようでもさらに検討いたしたいと考えております。

○西村(力)委員 そういう算定はなさつたんだろうと思ふのですが、それでもせつかくの対象のワケ外にはずれた者の処置は、やはり自前でするということになつてくると、当然やるべきところがあるんだという考え方が疑われ

て、中途半端になるんじゃないか、こういう考え方なんです。一歩前進である点はよろうという工合に簡単に割り切れない。もちろん私たちは反対ではないんです。

それから教職員の旅費はことしは財政需要額に一体どのくらい見えていますか。

○内藤政府委員 年間一人大体四千元でございます。

○西村(力)委員 それは赴任料を含めてだろと思うのですがね。この修学旅行は学校授業として、またこういう法律も出して充実させようとするわけですが、学校の教師としては、生徒がうんと喜ぶ修学旅行が実際という一番いやなんです。これはけがをさせたり、死んだりする、全生徒を預かっているのですから、いやだと言つては悪いですが、それは大きな責任を感じて気が重いのです。そういう際にだけでも正当旅費を支給するという計算を立てていかなければいかぬと思う。全責任を負つて、一人でも子供を殺したら自分も死ぬというような気持ちになる。加藤君がさつき宿屋で一ぱい飲んでいきげんになつていと言われましたが、そういう例もなきにしもあらずでございます。しかしそんなことはほんの一例ですよ。それで気持でだれも生徒を連れて行きませんよ。(加藤(精)委員) そんな例があるということですよ。とつぶやきながら例があるけれども、ないとは言わぬけれども、そんなものではないですよ。そういうところには正当な旅費も完全に支給できる、あとのところは正当の旅費でできると言つたって、ちょっと望み得ないかも知れない。赴任料とか修学旅行

のつき添い旅費というものは完全なる正当旅費で支給する、こういう建前で相当の旅費を計上なさるべきである。四千元という工合にはじかれていたんですが、その基礎はどういう工合になつていくか。赴任料、正当旅費と計算して、他は実費という工合になさっているのか。もしそうであるならば、修学旅行のつき添い旅費というものは正当旅費で計算をする、こういう工合にはじき方を引き上げていただきたいと思う。その点はどうかござつておりますか。

○内藤政府委員 旅費につきましては、一応地方財政計画の中では四千元を見込んでおります。実績は大体三千八百円程度でござまして、予算面ではまだ余裕があるような状況でございまして、国の方は御承知の通り実績負担でございまして、地方が出されれば出されただけの半分は必ず精算で負担しているような建前でございまして、ですからできるだけ私どもも修学旅行等につきましては、正当旅費が支給できるように希望してございまして、予算の範囲内でできるだけそういう措置の講ぜられるようお願いしたいと思つております。

○西村(力)委員 それは実績交付になるでしようけれども、財政需要額を見積る場合はそういう工合にしないでいいはずなんです。市町村の財政需要額を見積ります場合には、実績に基いて見積るなんということはしないでいい。それだったら教育上の実績を見積つたらいいじゃないですか。そういうことでなく、やはりこちらの立場に立つた必要経費として需要額を見積るのが当然なんです。

○内藤政府委員 旅費というのは、原則として大体私どもとしても実績を基礎にして正当額を出さなければならぬ。ですから地方財政計画には、実績は三千八百円ですから四千元を計上しているわけですが、国庫負担金で実績の精算負担だ、こう申し上げたわけでありまして。

○西村(力)委員 それじゃ実績についてお聞きしますが、正当旅費を支給されていくのはどういう旅行の場合、出張の場合、それはどういう内容になつておりますか。

○内藤政府委員 正当旅費を支給する場合もあるだろうし、あるいは実費弁償でやるような場合もあるでしょうし、いろいろ各県の事情があるうかと思ひます。ここはどういう場合かと、一律になかなか申し上げかねると思ひます。

○西村(力)委員 それでは文部省の立場としては手放しだということになる。向うでどんな内容で支給しているかわからないけれども、三千八百円支給しているから四千元というのでは手放しです。やはり一つの方向づけというものを文部省がやるならば——この内容において赴任旅費だけは正当旅費の支給になつていて、少くとも修学旅行も正当旅費で支給されるべきであるというふうななかまをもちつて財政需要の算定にあつて要求を出して、そういう算定に引き上げていくというふうな工合に努力されるのが当然じゃないか。

○内藤政府委員 私どもの方で旅費の支給にあつたて、このようない実費弁償あるいは減額支給してよろしいということとは言えないと思ひます。本来、旅

費というのは旅費支給規則があつて、正当旅費を出すのが建前なんです。予算上やむを得ない場合に減額旅費をするのですから、私はこの場合は減額旅費をしていいのだという指導はしたくないと思ひます。

○西村(力)委員 それはその通りでしよう。それだつたら、今の答弁によつて必要なのは全部正当旅費を支給すべきである、財政需要を見積るべきであるという建前で自治庁に交渉していただくのか。それはやらぬで、実績が三千八百円だから四千元にして二百円だけ上げていくのだ、そんなものはこちらの基本的な方向も何もない実績主義、手放しじゃないですか。もちろん減額してほしいということは言えやしない。減額はよろしくないけれども、四千元の内容を見ると、これこれ

は正当旅費を出せるけれども、あとは全部実費だ、それでは困るからもう少し実費を上げてくれとか、そういう折衝があるわけです。減額してよろしいなどと言わないでも、そういう工合にできるはずですよ。

○内藤政府委員 たとえば事業官庁のようにある事業があつて、講習会があるのでも何人出張するという場合は非常に明確に出張するわけです。しかし学校で出張計画を立てる場合に、どういう規模で出張させるのか、研修がどのようになつて、どのくらいを見込むとか、いろいろ複雑な事情がある。しかし全部の学校の先生が出張するということはないわけですから、一人当たり四千元のワケ内での程度の出張計画ができるのかという計画を十分立てていただきたいと思つております。なるべく正当旅費

を支給していただきたいと思つております。

○西村(力)委員 なるべく正当旅費を支給してもらいたいということは、実績を知らないものはなしだしいのです。どんな工合に支給されておるのかという実情に対して何らの調査もなさらずに、なるべく正当旅費を支給してもらいたいという希望を言われたつて話にならぬじゃないですか。実態を全然調べていない。私は減額してよろしいなどとは言えないというところはあなたと考へは同じですが、しかし減額どころの騒ぎじゃない、ぎりぎりの旅費で行動をさせられておる状況から、修学旅行のこういう一段と進んだ法案を出される際においては、つき添いの旅費だけでも正当旅費に算定されるような工合にもつと引き上げらるべきである、こういう考え方なんです。一つ旅費支給の実態を早急に調査せられることを私は望みます。

もう一つは大臣に申し上げたいのですが、修学旅行のつき添いだけは正当支給できるような財政需要額を旅費として見積るといふような考え方で折衝せられることを望むのですが、いかがですか。

○橋本国務大臣 十分検討してみたいと思ひます。

○西村(力)委員 検討だけではなくて——これは自治庁の長官がやるのだ、そういうことを言いますが、財政需要額の算定に当つてその基礎資料を出すのは文部省ではないか。だから文部省が自分たちの希望を申し述べることは当然ではないか。向うにまかせ切りだなんていふたら、実績主義ということでもそのまま計上するに違ひない。



それで文部省が実績主義でよろしゅうございます。それでござって、いるならば文部省としての価値がない。

○橋本國務大臣 これはもう私ざつぱらんに申し上げるのであります。たゞ実績が三千八百円だそうでありまして、それを実績通りではないかぬというので奮発して四千円ということをやっているそうでありまして。ただ実際問題として、御指摘のようにそれでも不十分なので、もっともつと多くを要求して自治庁の長官と話をせよならぬものかどうか、ただいま申し上げましたように、十分誠意をもって私検討してみたいと思ひます。当面のところ三千八百円、四千円というものが実際その職責を果しているゆえんになるのかぬのかという点について、私もちょっと自信がありませんので、御趣旨の点を十分くんで検討してみたいと思ひます。

○西村(力)委員 それでは局長に言ひますが、私が希望した早急に実情を調査して、そして近い機会にその実情をわれわれに報告していただかなければならぬと思ひますが、よろしゅうございますか。

最後に、今文部省は道徳教育を進められていくわけですが、この法律の基礎になる理念というものは、平たく私に先ほど言つた言葉では、出さなければならぬところは出さず、見なければならぬところは見るのだ、こういう考え方に立つていくわけですが、いゝわば共同体の理念というのか、そういうところからくるのかどうか。それに對して旧來のいわゆる友情を持つて助け合ふとか、隣人を助け合ふと

か、そういう道徳、こういう点については道徳教育をやるときにはどういう工合に調和されていくのかという点なところなんです。そういう点はどうか。行政官としては、視学官ではないので、ちょっと御返答に困るかどうか。それと、道徳教育をやる場合に、二つの立場をどうするか、その点については一つ該博なる局長の御答弁を願ひたい。

○内藤政府委員 この法律の建前は、御承知の通り経済的理由で就学が困難な者に対してできるだけ修学を容易にしようというので、教科書、給食費、治療費と相並んで修学旅行を容易ならしめる、こういう趣旨でございまして、義務教育でございましてから全部の者が修学できるようにという理想を持てているわけでありまして。それからお話の助け合ふということ、あるいはみんなで共同し合ふ、非常にけっこうなことではございまして。これは修学旅行の期間を通じて集団行動いたしますので、その機会にいろいろと教えられることが多いと思ひます。この集団の行動についてはお互いに助け合つてお互いに秩序を守つていかなければならぬ、こういうような点で私どもは非常に道徳教育の面からも有益であらう、かように考へておるのであります。

○西村(力)委員 それではこれで終ります。局長から私が要求しました旅費支給の実態調査とその報告、それに對する御答弁がございまして、それだけをお願いして私は終ります。

○内藤政府委員 できるだけすみやかに実態を調査いたしまして御報告申し上げたいと思ひます。

○白井委員長 以上をもちまして本案に對する質疑は終了しました。これより討論に入ります。別に討論の通告がございせんので、直ちに採決いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕  
○白井委員長 御異議なしと認め、採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔議員起立〕  
○白井委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

ただいまの決議に伴う委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが御異議ありませんか。  
〔異議なしと稱する者あり〕  
○白井委員長 御異議なしと認め、さう取り計らいます。

○白井委員長 次に文教の基本政策に關し調査を進めます。質疑の通告があります。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 この際橋本文部大臣の文教行政に對する基本的なお考えについて伺つてみたいと思ひるのであります。

先般の当委員会におきまして、大臣は、文教行政は全体として大事だが、義務教育の充実が最重要点だ、また科学教育をことに重んじていくというお話がある、さらに四つの重点施策をあげられ、すし詰め教室の解消、科学技術の振興、理科教育の充実、青少年教育、体育スポーツの振興、特殊教育、僻地教育、進路保護児童の教育、こ

ういうことに重点的に施策をなさるというお話でございました。私はこの義務教育に最重要を置くという御方針が、これは正しいと思ひます。しかし、これはどうもこういふうな大臣の重点施策、これに専念なさるといふことは、まことにどうも思ひやうなところだと思ひます。文部省の文教行政のあり方を、どうも最近の文部省の文教行政のあり方を見ておると、必ずしもさういふところに大きな重点を置いていらつしやらないのじやないか。教育基本法の第十條教育行政というところを見れば、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきものである。教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」という教育行政のあり方が書いてございまして、どうもさういふ点が少しずれていくやうな気がするのではありません。そこで以下時間の許します限り、まず事態を明らかにしながら、私の心配するところを伺つてみたいと思ひるのであります。

先般来すし詰め教室を解消するといふ五カ年計画がある。いや、それは計画ではない、目標だといふやうないろいろな、委員とのやりとりがありまして、私はもつと根本的に問題を考へまして、どうも文部省の御意見を伺つておりますと、五カ年計画で中学校、小学校の一学級の定員を五十人にするのだ、これがすし詰め教室の解消だとおっしゃるのだが、私は、五十人それ自体がすし詰め教室ではないか、五十人なんといふものは、もちろん五十人以下にするといふのでございまして

ども、これは最近のどこの国の教育を見ても、義務教育の諸学校が五十人なんといふところはあります。私はな、そういうやうな国は、ずつとおくれた国なら別でありますけれども、世界の文明国といわれる国では私はないと思ひます。五十人以下にするといふことは、これは申すまでもなく学校教育法の施行規則の第二十條に「五十人以下を標準とする。」といふことが小学校では書いてある。さうすることは当然でありますけれども、しかし五十人、それ以下といふことを書いてあるが、五十人といふことを目標にして五カ年計画でやつていかれるという、そのこと自体がすし詰めじやないか。だから、さうすることはすし詰め教室の解消だとお考へになつておるなら、これはとてもない間違ひではないか、こういうふうには思ひます。これは、この点については大臣が最重要の施策として取り上げられました義務教育の充実と、さういふお考へは根本的に違ふと思ひますが、的がはずれていると思ひますが、この点はいかがでございしょうか。まず五十人を目標とする五カ年計画は根本的に誤りではないか、さう思ひます。大臣の御意見は、いかがでございしょうか。

○橋本國務大臣 世界の相當な国の施設の行き届いておりますところ等を見ますと、大体やはり一学級四十人ぐらゐが多い例であり、またその辺を目標にしてやつておるやうであります。イギリスあたりでも実例においては、かなり何かの事情で多いところもあるようですが、私はやはり教育に目を引き届けて参りますといふ点からいまして

も、将来の理想として四十人ぐらゐを目標にしていくのいいと思います。

当面の問題といたしましては義務教育の問題といたしまして、ただいまおあげになりましたし詰め教室の解消の問題にいたしまして、あるいはまたこの科学教育の振興の問題でありまして、あるいはまた特殊児童に対する義務教育施設といったような点からいきまして、いろいろな問題があるわけでありまして、従いまして、現在全国で見ました場合に五十人以上の学級が約三割ぐらゐあるかと思うのであります。当面の問題といたしましてはやはり一学級五十人といったようなことを目標にして、そうしてこれは国費としても相当骨が折れるわけでありまして、それをまず五年計画で解消してかかるといふことは、私は適当な施策だと考えております。ただ未来永劫義務教育の一学級における生徒数として五十人が理想かどうかということについては、これはむしろやはり一段落五十人をめどにいたしましてすし詰め教室の解消をやり、それから引き続いてさらに次の五年計画なり、何年計画なりによりまして五十人をさらに低下していく方向にやはり重点を置くか、一あたりそれでこの事態を充実させながら、あるいはほかのいろいろな問題、給食の問題とか、特殊児童の問題とかいろいろございまして、そういう問題にいくかということ、私は年次を追いつながら、皆さん方の御意見も伺いながら、重点のあなばいを考えていきたい、当面の問題としては一段落として、せめて五十人まではこれをやってしまふ、わき目も振らずとにかくやってしまふということ、私は適

切じやないかと思う。それができ上ったとたんにおいて、やはりそこが最重要点だから、この法律を六年目に変えて、あるいは四十五人なり、四十人なりにして、これを最重点にやっていくか、あるいは、とりあえず一わたりそこで足踏みをしながら、ほかの問題に、当面の次の三年なり、五年なりをいかにということは、その際に私は考えてみたいと考えております。ただ、将来の長い理想として、五十人のままで置くということは、私はあまりけっこうじやない、やはり理想としては、世界じゅうを見ましても、一学級四十人ぐらゐにするのが、教育としては目が行き届くじやないかと考えております。

○長谷川(保)委員 当面の問題として五十人以上のものを五十人にするといふことは私もいいと思うのです。ただ問題は、すし詰め教室解消五年計画という看板を与党はおかけになっておる、解消じやないかと私は考える。五十人というところを目標として、五十年でやりになつても——当面の問題としては私はいいと思ひます。私はおやりになるのに大賛成です。解消じやないといふことを十分考えて、文教行政の基本的な立場というものを立てていかならぬといふこと。これでは教育が非常に世界の各国に比べておくれまして、と思うのです。試みに私は伺いたいのだが、米国の他の西欧自由主義諸国、及びソ連その他東欧の共産主義諸国の一クラスの定員は幾らですか。

○内藤政府委員 イギリス、ソ連、ドイツ、フランスは大体四十人でございまして、それから英、イギリスあたりで、四分の一、二八%程度が四十人を

としております。アメリカは比較的條件がいいのでございまして、三十から三十五ぐらゐがアメリカの標準になっております。ただ、ここで申し上げておきますのは、日本の行き方と違ひまして、アメリカもイギリスも、先生と生徒の比率をとっております。いわゆるビュール・ティチャー・レシオというものを使得ておる。ですから、必ずしもこの学級がどうかということはおわらない。その比率で、日本がアメリカやイギリスと同じように先生と生徒の比率をとつてみますと、日本の場合、小学校は三十七人ぐらゐに入るのであります。これは級外教員等が入るのであります。それから、中学校の場合は約三十人になっておるのでございまして、こういう点もあわせて考えなければならぬかと考えます。

○長谷川(保)委員 この前も私は当委員会でも申し上げたことがあると思うのですけれども、昨年六月、私は米国の全米教育協会、ネアの大会に出た。そのときその大会では、米国の一クラスの定員が三十人である。けれども、それは、今日の進んだ教育はできない。ソ連は二十五人である、だから、ソ連同様にこれをやるために二十五人にせよという大会決議が出され、私の前に決議された。その大会の決議が政府に提出されておる。どうも文部省のほかの資料を見ても違ふと思うのだが、今のお話でもだいたい違ふと思うのです。さらに、私がほかから入手しているところによりまして、たとえばポーランドにおきます理科教室のごときは十七人、それ以上ならば、教師はこれを拒否するといふようなほかの資料も私は持っております。だから、今の

話とだいたい違ふのです。私のいる目の前で、ネアの大会で決議されました、ただいま申しましたようなこと、こういうことなどを考えて参りますと、ただいまの話とだいたい違つておつて、ソ連が二十五人だから、二十五人に定員をせよという大会の決議がなされておる。その大会決議はおそらく文部省も手に入れていらつしやると思うのであります。だからだいたい違ふのです。今日の進んだ教育といふものはもうそんなに大ぜいではできない、こういうことになっておるわけだが、だいたい今のお話と違ふが、その点どうなんでしょう。

○内藤政府委員 私どもの資料が古いせい、その点はさらに検討を要しますけれども、ソ連については四十名、一教師当りの生徒数は四十二人をこえてはならないという規定がございまして、実際問題として、アメリカの考え方は級外教員を置いていない。ですから日本のように級外教員を置いておるところと事情が違ふわけですが、それからアメリカでも小さい僻地の学校ではやはり二十人とか二十五人というのがあるわけですが、大きなところでは、三十人あるいは三十五人をこえてはならぬという規則がある。それで級外の制度を廃止して全部学級担任にいたしますれば、日本の場合でも私は四十人以下に下ると思うので、こういう点もあわせて検討しなければならぬと思うのでございまして、それからイギリスその他につきましても四十人ということになっております。アメリカでは非常に地域が広いといふことで、全米統一した基準といふものはございせん。ですから大体小学校の場合が三十から

三十五、セカンダリー、中等学校に参りますと二十五人に一人、こういうような状況でありまして、日本でも中等学校、高等学校に参りますと、大体二十五、もつと下つておるかと思うのでございまして。

○長谷川(保)委員 私が別に持っている資料でも、ソ連は二十五人というところがあるから、その点についてはまた別の機会に討議するといひまして、いづれにいたしましても、五十人というようなことでもってすし詰めが解消になつたといふようなお考えだと根本的に違ふといふことをどうかお考えになつていただきたい。もつとも日本は教育の水準を世界的に進めるためには、まだまだその点を少くしなければだめだと思ひます。

次に文相の重要施策には科学技術の振興、理化教育設備の充実ということがございまして、ついこのごろでございまして、二月二十四日の朝日新聞、これは静岡県で見た朝日新聞であります、これに名古屋管区行政監察局が愛知、静岡、岐阜、富山四県下の小、中、高等学校の理科教育の実態を調べた結果が発表されております。これによりまして、計画がきわめて不十分だ、理振法の三条では、理科教育振興に関する総合計画を立てることになつておるが、各県市町村とも総合計画を持っていないものはほとんどない、熱意と関心は低い、文部省も何らの指導奨励をせず、法の規定は空文化してゐる。こういうように書かれておる。施設設備につきましても、理科室が整備されておらぬということが書かれておりました、理科室、準備室などの施設



やガス水道、電気、実験機などの付属設備は不十分だ。特に小学校はすし詰め教室の解消、危険校舎の改築に追われて、理科施設、付属設備の整備まで手が回らない。さらにまた国庫補助金の配分がよくない。国庫補助金を配分するに単に学校数、児童生徒数によって配分する。そのために生徒数の多い市町村が有利となっており。このために二度目の配分を受けているところがある半面、一度も配分されない町村もあり、アンバランスが解消するどころか、むしろ助長されている面がある。こういうように書かれている。また教材費も市町村の自己負担というものが非常に多い。四県の合計で、小学校と高等学校がそれぞれ二〇%、中学校が二二・一%にすぎない。御承知のように、理振法は二十八年に制定されて、二十九年に施行されておる。もうすでにことは三十四年、今日までたつてこんなことではしょうがないと思う。これは実に鋭く、文部省も何らの指導奨励をせず、法の規定は空文化している、こういうふうに表示しておる。こういう事態を見ると、先ほど文部大臣が第二の重点施策として当委員会において言われましたものとははなはだしく違っているではないか。文部省はまことに怠慢であり、先ほど申しました教育行政の目的であるところの教育の条件を整備確保するということをやっておらぬじゃないか、こういうふうに考えられるのであります。この点大臣の御所感はいかがでございますか。

○橋本國務大臣 最初に私申し上げておきたいと思いますが、義務教育の振興の重点として科学教育を考えております。同時に、ただいまお話のございましたような基礎的な科学知識の教育のことも含めまして、私は科学研究自体を促進するということが非常に大きく考えているわけであります。ただに小、中学校等におきます理科教育の問題のみならず、大学の基礎研究の問題も非常に大きく考えておるというところを、お話し申し上げておきます。ただ、お話しをいたしますように、大学を中心にした科学の基礎研究の充実というものは、やはり国民全般の科学的水準が上って参らなければならぬ。少数の英才だけでは進んで参りません。少数の英才だけでは科学的水準は進みませんから、私に十分心して参るつもりでございます。ただ現実の理科教育振興法等の具体的な適用がどの程度になっておるかということはあまりつまびらかにいたさないでございしますが、御指摘のございました具体的な事情については政府委員から答弁させることといたしまして、私といたしましてはそういう点も十分にさらけ出して検討いたしまして、願わくは、できるだけの充実をはかって参りたいと思っております。

○内閣府委員 理科教育の振興に對してのお尋ねでございますが、実は理科教育審議会からも強い答申が出ておりました。まず第一に教育内容を改善しろという点でございます。この点につきましては、先般学習指導要領を公布いたしましたので、できるだけ実験、観察に重点を置いていく、それから日常生活や経験の中から基本的、原則的なものをできるだけ精選して、重点的に学習を強化して、やさしいものからむ

ずかしいものへと、学習しやすいようにしよう、こういう点で小、中学の理科の全面的改訂を行なったのであります。それから同時に、科学技術教育としては、中学校の場合には技術、家庭科の新設をいたしまして、男には工作関係の技術を、女子には衣食住等の家庭科の技術を中心に技術を推進する、こういうような点で、教育内容の面から改善を加えていきたい、これが一点でございます。

次に施設設備の点でございますが、施設につきましては、これは、今特別教室のお話でございますが、文部省の五カ年計画が進むにつれて、お話しを改訂されるだろうと思っております。それから設備につきましては本年度約五億の予算を確保しまして、地方負担と合せて約十億でございます。三十三年度現在までに三分の一が大体設備充足をいたしたわけであります。御指摘のように学校数あるいは児童数で配分するのが適当かどうかという点については、これは私も今後検討いたしたいと思っております。今日までもとかく小、中、中は三割、三分の一が充足をいたしましたので、残りにつきましてもすみやかに充足していききたい。ただ配分の仕方については今御意見もございましたので、こういう点は私ももう少し検討いたしまして、現実的な推進をはかって参りたいと思っております。

それから次に、一番大事なものは、学校の設備ももちろん大事でございますけれども、何と申しましても理科の先生なんです。理科の先生が、最近では産業界がなかなか景気がいいもので、そ

ちらの方に転出される方が非常に多いのであります。理科教員の資質が低いという点が、理科教育振興の一つの隘路になっております。この資質向上のために、昨年から理科の実験実習講座を開設いたしまして、小学校では十分の一、中学校では理科教員の大体半数の教員を五カ年間で全部再教育しようというので、文部省でも手引きを作りまして、講習会を行なっております。今年はずでに第二年度でございます。予算八百数十万円を計上して着々やっております。この再教育を重視していきたい。残った問題は教員養成の問題になろうかと思う。この教員養成の問題につきましては、全般的改正とあわせて理科教員の資質の向上に十分努力をしたいと考えております。

○長谷川(保)委員 先ほどの名古屋管区行政監察局の発表でも、このような静岡、愛知というような非常に富裕な県を入れますと、小学校で理科教室の設備を持っているのは三九・一%、今のお話の、三分の一はどうやら作った。理科教室さえもないというのでは、理科教育の振興は意味をなさぬと思う。普通教室で実験などをさして、危険が起る。ほとんど教室内の実験だけに終ってゐる。今大臣のお話のように、日本の科学技術の研究というものを非常に大切にしたいという、それならばすそ野でありまところの高等学校、中学校、小学校の全体の理科教育が重視されなければ、そんなことができないはずのものではない。お話しのように、予算書を拝見しますと、このことのために国は五億円とてある。二分の一ですべて全部で十億円だ。そんなことで一体できるのか。もちろんこ

の予算を使う道はたくさんございまして、申すまでもなくあつちもこっちも使わなければならぬからなかなか回らぬのだというところはよくわかるけれども、しかし五億円で一体どういうものをするか。教室のない学校というものは、今回申しましたように、非常にたくさんあるわけです。特別教室のない学校は非常にたくさんある。その校数から割って見て五億円、二倍にして十億円でありますけれども、十億円で一体どれだけのことができるのか、ことしだけでできるというお考えなのか、具体的な内容は一体どうなっているのか、ちょっと伺いたい。

○内閣府委員 お話のように五億円では非常に足りません。この五億円程度で参りますと、基準まで達するのには大体十年以上かかるだろうと思っております。今日のようない日進月歩の激しい時代でございますので、私も五カ年くらいに縮める計画をもつて努力いたしましたけれども、いろいろ予算の関係もございまして十年計画くらいになっておることは大へん遺憾でございますが、今後増額いたしましてすみやかに基準の充足をいたしたいと考えております。

○長谷川(保)委員 だから言わぬこつちやないでしよう。教育長の給料を上げたとか、校長の管理手当に何億も使うというよりも先にしなければならぬことが一ぱいある。それなのにこういう基準に達するのに十年かかるというふうなことで、今お話しの日進月歩の世界で間に合うものではない。ことに理科、科学の教育の振興ということは理振法ができてもう五年にもなる。そしてそのことにつつまし

ては前の松永文相もずいぶん熱意を入  
れられておった。瀬尾さんも同様であ  
る。かけ声ばかりで実態の把握が何も  
できておらぬじゃないかというように  
私には考えられる。これは産業教育の  
問題でもそうである。これは予算を見ま  
すと、中学校産業教育の指定校の補助  
金が一億三千万円としてある。一体こ  
れでどれだけの仕事をやるつもりか。  
まるでつめのあかというか何という  
か、こんなことでほんとうにできるの  
かどうか、ほんとうにまじめにやるつ  
もりなのかどうか。ただ形式だけあれ  
をやった、これをやったということ  
で、ただわすれかものものを小間物屋のよ  
うに並べ立てているというように私に  
は感ぜられるのであります。一体一億  
三千万円でどれだけの具体的なもの  
をやるつもりなのか、これを伺いたい。

○内藤政府委員 これも前年度予算の  
五割増しになっておりまして、実は中  
学校の指定校につきましては当時六千  
万円から本年度が九千万円、さらに一  
億三千万円、だいぶ努力しているつも  
りなのですが、とても御期待に沿わな  
いところなんです。そこで一億三千万円  
で何をやるかというお話であります。大  
体九百校を目ざしておられるのです。  
九百校ないし千校程度がこれによって  
設備されるだろうと期待しておるの  
でございます。

○長谷川(保)委員 そうすると未設備  
校があつたのくらくら残りますか。

○内藤政府委員 すでに二千数百校に  
及んでおりますので、残りが六、七千  
になるかと思っております。

○長谷川(保)委員 だからこういう問  
題を考えましても問題にならぬと私は  
思うのです。こういう教育の条件をもつ

と整備拡充するために文部省は専念  
すべきだ。先般も同僚諸君からいろい  
ろお話がありました。もう富の教育  
も、この間大臣自身がびっくりなさい  
ましたように、盲人の義務教育の就学  
率が四〇%なんというひどい盲児の状  
態であるわけでありまして、そのほか  
に肢体不自由児とか精神薄弱児といふよ  
うな気の毒な、特別に保護しなければな  
らぬ人々があります。一体肢体不自由  
児あるいは精神薄弱児といふ気の毒な子  
供たちの就学率はどのくらいになって  
いますか。

○内藤政府委員 肢体不自由児は程度  
にもよりますので、相当就学の猶予ま  
たは免除を受けておりますので、正確  
には捕捉できませんが、現在のところ  
特別学級におられるか、さもないれば普通  
の学級におられるのでございます。普通の  
学級におりますと学習の効果の上から  
考えまして本人のために他の児童の  
ためにもよくないと思っております。実  
は特別学級を拡充いたしましたので、今  
までここ数年のうちに相当飛躍的にふ  
えて参りましたが、まだ千八百学級程  
度でございます。今後来年度予算にも  
設備費の増額をいたしておりますので、  
今後ともふやして参りたいと思つて  
おります。ただ今お尋ねの何パーセン  
トかというふうなことになるかと、遺憾  
ながら申し上げられないのございま  
す。

○長谷川(保)委員 時間もありません  
から、この点も後にまた討議すること  
にいたします。しかし私がやはり  
予算書を調べていってどうもがまん  
できないのは、特殊学級の施設費の補助  
が千五百五十二万円しか見積つておら

ないのです。これもまた実にひどい  
と思うのだが、これで一体何にしよう  
とするのですか。

○内藤政府委員 この点は先ほどの中  
学校の研究指定校も同じでございます  
けれども、実は中学校の研究指定校千  
校をやるのにむしろ私も大へん苦労  
して地方にお願ひしてやつておるの  
です。今回のこれも同様に二百校分の予  
算を一応計上しておりますけれども、  
二百校消化するのにはむしろ非常に苦  
勞をして消化していただいております  
ので、地方の御熱意もさることながら、  
私も非常に苦労しております。私  
どもも非常に苦勞しております。私  
どもで、一ぺんに予算がふえたから全部消  
化できるというわけではございませ  
ん。昨年百校であつたものを本年二倍  
にしたというので、私もはたして  
け趣旨を徹底して、地方の協力を仰い  
でいきたいと思つておるのでござい  
ます。

○長谷川(保)委員 その通りなんです。  
問題はそれは地方の財政も窮乏  
しておるということなんです。も  
ちろん地方行政を受け持つておる諸君  
が、今日の教育に対する考え方、あ  
る意味では不熱心ということをおは  
えて言うのであります。これは教育  
に対する考え方というものを根本的に  
変えてもらわなければならぬ。目先  
のことばかり考へておつて、そういう  
ほんとうに国の将来を決するやうな、  
そして国民一人一人の基本人權をほ  
んと守つていくという重要なことに  
金を使わないで、つまらないことに金  
を使うというやうな政治のやり方は考  
へ直してもらわなければならぬと常々  
思つておるのでございまして、それ  
今のような特殊学級の設備費の補助二

百校を消化することができないとい  
う、いかに地方の教育の費用という  
ものが、地方財政が困難をし、ことに教  
育に使う金に困難をしておるかとい  
うことを現わしているのです。従つて  
ここでも私はさっきの話ができる。ば  
からしい変な管理職手当などやらない  
で、なぜかというものを力を入れない  
か、文部省の指導方針が違つてい  
るのです。

ついででありますから、肢体不自由児  
のスクール・バス三百万円を今度計上  
してあります。まあないよりはいいに違  
いないのですが、三百万円でこれまた一  
体何ができるのか、一体これはどこで  
使う予定であるか、おそらく都会に近  
いところに使うのだと思う。そうする  
といふのが肢体不自由児についてはこ  
ういふものを将来見積つていく意思が  
あるのか、こういう点ははずいぶん問題  
であると思うのですが、一体三百万円  
で何をしようというのでしょうか。

○内藤政府委員 三百万円を何をする  
かというお尋ねであります。これは  
スクール・バス三台、二分の一補助で  
ございまして、養護学校が現在二十八校  
ございまして、そのうち肢体不自由が  
十校でございます。ですから肢体不自由  
の学校に子供たちが通うのに乗にさ  
せたい、こういう意味で三台三台を  
入れたわけでございます。十校に対し  
て三台でございますから、そう少い  
というほどでもないと思うので、私ども  
としては地方からのお申し出がござ  
いますれば、できるだけ来年度予算でも  
増額いたしまして、御期待に沿いたい  
と思ひます。

それから地方財政が非常に困難な中  
にもかかわりませず、大へん日本の教

育に対する御努力は大きいと思う。世  
界の国民所得一人当たりをとつてみま  
して、日本が一番教育費に使つてい  
うに記憶しておるのでございまして。

○長谷川(保)委員 国民所得を見て日  
本が一番教育費に使つておるという  
が、国民所得が非常に少ないのです。日  
本の国民所得は文明国の中では問題に  
ならぬほど少ないのです。なるほど義務  
教育はよく普及しております。文盲の  
ないという点では世界的に誇り得るこ  
とは御承知の通りであります。それ  
は問題にならぬと私は思ふのです。

僻地教育その他の問題は問題について  
さらに十分伺いたいと思ひますが、  
時間がありませぬからこれは次の機  
会に譲りまして、今日の義務教育あ  
るいは理科教育等の問題、特殊教育  
の問題等々はどうにもがまんのでき  
ないやうなあり方なんです。先ほどの  
名古屋の行監の発表でもわかります  
うに、これはちょっとがまんができな  
い程度のものであります。こういうよ  
うなときに、私は文部省がばかに勤  
でけんかをする。むしろ積極的に文部  
省がけんかをするというように私には  
見える。本来教育基本法によってきめ  
られております「教育行政は、この  
自覚のもとに、教育の目的を遂行する  
に必要な諸条件の整備確立を目標とし  
て行われなければならない」というの  
に、ただいまのようなわずかなものを  
あげただけでも、がまんのならないよ  
うな教育の条件であります。この中で  
私はそういうことを確立するために、  
文部省は全力をあげるべきである。し  
かるにそうでない。教育基本法に示さ

れておるものからむしろ逆にそれている。文部省に言わせれば、いやそれも教育の諸条件を整備確立するためのものだ、こう言うのでありましようけれども、しかし私は本来なすべき教育の条件というものの、基礎的な条件というものが、かくのごとくに不十分であつて、一体勤務評定などにけんかするということはおこがましいと思う。

この際大臣に私が伺いたいことは、御承知のように、戦後断行されました教育革命というものの基本的な最も重要な点は、日本の教育界七十年の長きにわたつて支配して参りました教育の中央集権主義、教育課程行政における強引な国家的な強制主義、これをやめて民主主義国家として一般化して参りますところの、それぞれの学校や教師の自主的な教育方針というものを重んじて、政府がこれを支持する。つまり法律の文書の言葉をもってすれば、文部省は指導、助言、援助をする。指導、助言、援助するという立場を、教育行政の組織、運営の法律にはっきり書いてある。そういう指導、助言、援助をするという立場をすでに離れて、逆にこれを支配するという気がまがえてきておる。こういうことは根本的な間違いである。これは民主主義国家の教育方針として許しがたい行き方だと思ふんです。今日文部省のあり方というものを今見ると、そういう非常な間違いを今しつとある、こういうふうに私は考えられるのである。今日戦後いわゆる民主教育として方針を立てられ、そして教育行政の基本方針として立てられましたという民主的なやり方というものの、文部省は支配するのじやなくて、指導、助言、援助するにとどま

る。そして先生の自主的な、教育委員会の自主的なあり方を立てていくというこの教育基本の方針、これに對して大臣はどういうお気持ちであるか。それをまず聞くべきであると思う。けれども、今日のあり方というものは明らかにずれていて私は考えられるのでありますけれども、この点について大臣はどういう方針をもって、つまり戦後立てられたこの教育革命の方針を貫こうとされるのか、それともまた別の方針でいかれようとするのか、この基本方針について承りたい。

○橋本國務大臣 私には戦後まず憲法の基本が変更されて、天皇の大権にゆだねられていた問題が非常に多かったのが、今日すべての問題について民主主義のようになったというこの新憲法の精神というものを私は深く、十分に心して参つてゐるつもりであります。教育についてもそれが一番の基本でござい

ます。戦後教育問題についてもいろいろ議論が行われて参りましたが、戦後ずっといろいろな経過を経まして、今日文部省が、政府が教育について指導、助言、援助をいたす。そうして実施に當りましては、今日公選によつて選挙をせられました市町村長が推薦をし、市町村会でこれをきめ、選任せられましたところの教育委員会というものが、この教育の実施に當つて参るといふこの制度というものを、私は本式に活用して参らなければならぬと思ふ。ただ私は、ただいまお話を参りました中にも、あるいは私の聞き違ひでありましたならば、これはお許しを願いたいのであります。教育の基本方針というものは、国民、社会みづからの中で生まれ出、そしてそれが行わ

れていかなければならぬという憲法の基本精神というものが、何か教育というものは昔のような、要するに天皇大権のもとにおける中央集権の文部省がやつてはならない、教育はすべて教員だけでやるべきものであるかのごとき印象があると思ふ。これは私は間違ひだと思ふ。私自身は、ただいま御指摘のございましたように、指導、助言、援助は政府である、しかし政府自身はあくまでも民主主義的な原則に立ちまして、衆参両院とも選挙のたびに嚴重な国民の目をくぐつて出てくる、その上に選ばれた議院内閣制による政府が指導、助言、援助をする。そうして教育の実施というものは、ただいま私が申しましたような、やはり公選の市町村長、市町村議会というものを經て選ばれた教育委員会がやるという制度は、私はぜひ守つて参りたいと思ふのであります。

ただ私はその制度を実践する上において、今日までの間というものは、ある場合には、あるいはこれは言葉が過ぎて文部省が出過ぎてゐるということがあつたかもしれませんが、むしろ文部省自身が妙に遠慮しすぎておつた点があるのじやないかとすら私は思つておるのであります。明治憲法下と違つた今日の憲法下における政府は、少くとも与えられた指導、助言、援助という点においては積極的に文部省は責任を持つてやつていくことを考へてしかるべきものだと思います。私はそのつもりでやつて参るつもりであります。ただいま申しました教育の筋というものはそういう点にあるのであります。この新憲法の精神がそこにあるからということで、何かしら教

育というものは文部省も教育委員会もタッチをしないで、教員とPTAだけで教育方針が左右されるような考え方を持つてゐる人はないと思ふのです。が、もしあるとすれば、これは今日の憲法上の制度としても私は間違つた考え方だと思ふ。あくまでも文部省が指導、助言、援助をする、教育委員会が実施に當るといふ建前でそれぞれ責任を負うてやりながら、その間において先生方の意見であるとか、あるいは子供を持つておられます父兄の意見というものは十二分に耳を傾けて聞いていなければなりませんけれども、責任者はあくまでも先ほど御指摘のございましたような立場における文部省及び教育委員会というものがしっかりとつていかなければならぬと思ふのであります。私はそれが今日の日本における教育のあり方だと思ひますし、その教育のあり方につきましては私十分心して参るつもりでござい

にもこの法案を提出する予定になっておりますけれども、それがわれわれの非常な反対を押し切つて任命制になった。任命制になつて、その結果、ほんとうに今大臣のお話のような、市町村長あるいは県知事というものが選んだ、つまり選挙によつて選ばれた県知事その他が選んだものだから、いわば間接に選挙権を持つてゐる国民がこれを選んだんだ。従つて、選挙権を持つておられます父兄と申しますか、その人々が教育委員を選んで、教育委員はそれらの人たちの代表として教育をつかさどつてゐるのである。こういうふうに今の発言だと考えられるのでありますけれども、事實はそうなつておらぬ。どうしてなつておらぬかと申しますと、これは私は文部省にもごく最近の統計があるから伺つてもいいのであります。時間がありませんから私の方から申し上げますが、私の持つております資料によりますと、こういうことになっておる。今の任命制によつて選ばれました都道府県の教育委員、この職業別の調べです。これは三十二年の十二月調べの資料であります。これによりますと、都道府県の教育委員の職業別は会社重役二八%、大学職員、高、中、小学校長、これは元という意味でしょう。学校経営者などが二〇%、僧侶、医師、弁護士、著作業などの自由業が一八%、商業が二%、製造業が一%、無職六%、このうちのはほとんど全部は女性、奥さんであります。おそろしく会社重役の奥さんというたぐいだと私は思ふのです。こういうふうになつておる。国民の四一%を占めま

する農林業の人はわずかに八%、国民の五〇%以上を占めま

する農林業の人はわずかに八%、国民の五〇%以上を占めま

する農林業の人はわずかに八%、国民の五〇%以上を占めま

する農林業の人はわずかに八%、国民の五〇%以上を占めま

する農林業の人はわずかに八%、国民の五〇%以上を占めま

する農林業の人はわずかに八%、国民の五〇%以上を占めま

働者の代表は一人もおらん。こういうような職業別で、どうして一体この任命制の教育委員が、国民の間接選挙的なものだと言えますか。こういう事実にはつきりしている。任命制になって何が行われるか。都道府県教育委員会は義務教育の教員の任命をするところである。そうして今回の勤評の中心になっておる。その中に労働者の代表というべきものが全然入っておらん。というように、こういうものを日本の新與階級である労働者階級がただけです。こういうものによって勤評が行われるとするならば、そういうものをいだけますか。われわれが非常な反対をして、国会で乱闘までいたした。た教委の任命制という問題。なぜわれわれがやったんだ、それはほんとうにわれわれの大事な子供を教育する、日本の将来を決する教育をつかさどるところのものが、国民のほんとうの代表という形で行われない、ある一部の教育支配という形でここに出てくるというところを、われわれは日本の教育の危機と感して、われわれはなすべきでないところの乱闘までここでやった。最近行われまゝ文部省の一連の行政というものは、そういう配分が私は全部に見られる。それだから、もしほんとうに教育委員会というものが教育をちゃんとつかさどっていくのだ、こういう体制をしようとするならば、われわれはもう一度この都道府県教育委員会その他の教育委員を直接選挙に返せ、こう思うのであります。われわれはこの法案を今国会に提出しますよ。そうしなければ、今日の教育の現場の混乱の根本は直らないのではないか。これを直して、国民のほんとうの代表

が教育をつかさどるという教育委員会になり、そしてこれが文部省に指導、助言、援助という範囲を越えないという体制ができるように、初めて教育の混乱というものが私は防げると思う。そこまで直さない限り、今日の教育の混乱というものは私は直せないと思ふ。大臣はこの点どう思ひますか。

○橋本國務大臣 たゞいまお話のございました点について、私の所見を申し上げます。少しく長谷川委員の御意見の趣旨と違ふところもあるようでありまゝから、私の意見をよくお聞きを願ひたいと思ふのであります。

教育委員会の公選制の問題につきましても、これが一度公選制が行われて廃止された経緯は御承知の通りでありますけれども、これはいろいろの御意見があると思ひますが、私はあの当時におきまして、教育委員の公選制度というものを現実にやって参りました結果として、非常に関心が低い。現実に行われまゝについては、ほとんど軒並みに投票率五割以下であります。ひどいところになると、二割、三割というところがある。しかも一人、二人の改選に何千万円という経費をかけたが、非常に低い投票率で、片寄った投票率で投票されるというふうなことでございまして、こういうふうないき方でいくよりも、むしろ今日においては、ほんとうに国民主権で地方自治も行われておるわけでありまゝから、この公選によりまゝする市町村長が推選されまゝする委員会が承認をするといういき方が、ほんとうに国民に根を植つた教育委員を選ぶゆゑであるといふ考え方で、今日の制度になつておるわけでありまゝ。諸外国の例で見まして

も、公選を行なつていないところの方が多いうであります。私はそういういろいろな諸般の点を考えてみまして、今日の教育委員の選任方法は適當であると思ひながら信じております。ただいま御指摘のございました社重役の問題、これにつきましては、社重役という形で仰せになりましたけれども、このころやはりいなかで仕事をいたしますのにも、会社という形です仕事をする点がたくさんございするから、あるいは農林産物の取扱ひ等についても、会社という形のものがございます。国民の多数を占めておる農林業出身者が一つもないといふお話でございましたが、おそらくこの地方の会社重役の中には入つておるんじゃないかと私は思ふのであります。その方の会社重役という中にも私は農林業の代表者が入つちやあらんかと思ひますが、しかしいづれにいたしましても、それは要するに統計の配分の方法でございまして、私は今日の事態において、公選されまゝした市町村長が選んで、公選されまゝした市町村長がこれを承認するという形で教育委員会がこれを承認するという形は時代の進歩によりまして、いろいろな社会状態の変化等によりまして、おのづからそこに出てこられる方々の顔ぶれも変つて参る。しかし今日われわれが民主主義の政治を行なつて参ります限りにおいては、出てくる結果というものは、それぞれの時代においてお互いが尊重していかねば、自分の好きな顔ぶれが出てくるまでの間、自分は信頼しないのだという形であつたのでは、私はやはり政治というものはうまくいかならぬと思ふのであります。今日の仕

組みのもとにおいて、これはいかに国民主権といひましても、八千五百万人がみんなだわいい言つて政治ができるものでもないし、教育行政ができるわけでもないのではありませんから、その一つの仕組の上に於てくる結果といふものはときどきに尊重しながら、そのお互ひに意見を言ひ、お互ひの意見をできるだけ尊重しながら、最後の決は現在与えられた制度によつてやつていくというのが、私は当然なければならぬところだと考えておるのであります。そういう趣旨におきまして、私は長谷川委員の御意見と違ふかもしれませんけれども、今日の時代において長谷川さんの希望しておられるような形に出るおられないから、文部大臣が与えられた職権を行使するのに遠慮はいらないといふようなことでもないかと思ひますけれども、そういうふうな意味だつたら、私はいささか所見を異にするのであります。そういう意味において、私自身が衆議院議員として選挙のたびに国民の厳重な監督を受けていると思ひし、内閣全体としてもそうでありまゝから、私は与えられた制度のもとにおいて指導、助言、援助をいたして参りますこと、そして教育委員会においていろいろな実施をお願いいたしますことにつきましては、もう良心を持って、自分の時の判断で適正だと思つた場合には、百パーセント、フルに努力をいたして参りたいと考えております。どうかその点は多少は御意見は違ふかもしれませんけれども、私の考えておりますところだけは御了承願ひたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 私は、何も遠慮してやれというわけじゃない。率直に申

しますと、私は橋本大臣に對しましては非常に敬意を払つておる。それはあなたがこの前厚生大臣として、例の遺族の弔慰金の問題について、職をなげうつてお戦ひになつたといふことについて、事のよしあしはとにかくとして、あれだけの腹を持っていらつしやるあなたに對して、私は非常な敬意を表しております。また文部大臣になられたまゝのあなたのいろいろな御説明、御答弁等に對しましても、さつきもここで、なかなか頭のいい人だとささやいたのであります。私は大いに敬意を表しております。これはおだてるのも何でもありません。ただ法律に従つてやつてもらひたい。指導、助言、援助というのが、文部省の法律に定められた立場です。支配をするといふようなことではありません。統制をするといふようなことではありません。法律に従つてやつてもらひたい。その点においてはあくまでも努力して、先ほど米のわずかな質問においても明らかにされておりますように、今日の教育の諸条件というものは問題にならぬほど不整備である。これに全力をあげてもらひたい。ただ問題は、教育委員の問題で考えてみると、都道府県教育委員会——今大臣は、これは非常に不熱心だつたといふお話がありましたが、私どもの地方などでは教育委員を選ぶのに非常に熱心でした。少くとも直接選挙におきましては、労働者の諸君も自分たちの代表にふさわしい人を選ぶことができた。けれども先ほど米のお話のように、職業別に見ていくと、いわゆる労働者代表といふものは一人もないじゃないか、こういうのは国民としてもいただけないの

じゃないか。そうして一々文部省のやって参りますことが指導、助言、援助の範囲を逸脱して支配をしようとしておる。教科書の法案にいたしまして、この教育委員会の問題にいたしても、あるいは今度の勤評の問題にいたしても、その他万般のことがそういうにおいが一ぱいする。私はにおいのするのは当りまえたと思うのです。文部省の企図しているところは、これは大臣の発言の一斑にもうかがうことが出来ますけれども、要するに日教組によって日本の教育のいろいろな方針というものがきめられるような情勢にある、これを事実においてそういう形になっていくような情勢にあると判断なさっている。私はこの判断は間違っていると思えますけれども、判断なさって、それをもう一度文部省に取り返そうというのが大きな目的であり、また事実そういうような意味において日本の教育を文部省が支配するようになり、もつと露骨に言えば、今日の政權を握っている自民党が支配しようとしている。そこに今日の教育の現場の混乱の根本の原因があるというように考えられるのであります。だからそういうにおいするのは当りまえて、事実それをねらっておる、やろうとしておる。——それはともかくとして、次に地方行政の委員会がある。今あれがきておりますから、私も徳義を重んじて、まだ私の質問は四分の一にも達しておりませんけれども次会に譲りますが、少くとも任命制になった結果、都道府県の教育委員会の委員の中に労働者の代表というものが入っておらぬ。何と抗弁しようとも、直

接選挙によります教育委員の選挙に対して国民の関心が薄かったからこうしたのでとおっしゃっても、国民の五〇%以上を占めておる、いなおそらく、六〇%も七〇%も占めるといってよろしからう、この農民及び労働者——農民を入れますと九〇%以上になると思いますが、少くとも五〇%以上を占めます労働者の代表が入っていない今日の日本の教育委員制度の態勢というものが不備だということとは、これは何と抗弁しようとも言えるわけでありませう。だから文部省が指導、助言を一生懸命になさる、ことに教育委員会に対しては、なかなか力強い指導、助言をなさる。私もこれは指導、助言じゃないと考えるのが、きのうの新聞を見ましても、勤評問題その他についてなかなか強い御指示をなさっていらつしやる。特別昇給から任免権の強化から教組の専従員の対策まで、なかなか強い御指示をなさるように思われる。そういうほどの指導、助言、援助をなさるならば、少くとも県教育委員には労働者の代表を二分の一以上入れる、こういうような指導、助言をなさるべきだと思つたので、国民の数から申しまして、そこまでは私は今日言おうとは思いませんが、少くとも都道府県の教育委員の任命に当っては、労働者代表を相当数入れることが望ましいというくらいは指導、助言は当然なさるべきだと思つたので、これをなさらないならば、文部省が教育を支配しようとしておるのだと言われても、これは言いわけ立ちますまい。国民の大多数である五〇%以上のものの代表が入っておらないというこの事実、こういう重要な欠陥というものは、職業別に調べてみればすぐわかる。教育長の問題でも私は言わなければなりませんが、これはこの次にいたしますけれども、少くともそれだけの指導、助言はなさるべきだと思つた。労働者の代表を都道府県の教育委員に入れるべし、入れることが望ましいというだけの少くとも指導、助言をなさる御意思があるかどうか、それを承わっておきたい。

○橋本國務大臣 教育委員の選任に當りましては、これはもうほんとうに教育委員としてふさわしい人を当該市町村長なり、あるいはまた市町村会なりで十分考えてもらいたいと考えておるのであります。ただ特定の範疇の方々をぜひこれだけ入れるというふうなことを文部省として申しますことは、私は行き過ぎだと思つたので、教育委員の問題については、たとえば、婦人の入り方とか、あるいはお話のごさいます労働組合の代表者の入り方とかいうようなことについては、いろいろの見方が現実にあると私は思つた。この上とも、教育委員としてほんとうにふさわしいように十分考えてもらいたいということの一般論としては、文部省としても心して対処して参りたいと思つた。しかし、特定の方々に対してもう少しこういう方面をとつた方がよからうというふうなところまで申すのは行き過ぎだと考えております。

○日井委員長 本日はこの程度とし、次会は公報をもつてお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

〔参照〕  
就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の手配に對する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第七七号）に關する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年三月三日印刷

昭和三十四年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局